

在宅医療の評価に関する検討について

1. 平成 26 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査の結果(速報案)について

ア 医療機関調査において、

- 改定前後で、医療機関が訪問診療を行う平均居宅・施設数、平均患者数及び平均訪問回数が概ね同等又はやや増加
- 患者一人当たりの訪問診療時間の中央値は、同一建物患者で 7.5 分、同一建物以外の患者で 19.0 分
- 同一建物の患者と比べて同一建物以外の患者では、要介護5の割合が高い。一方、同一建物以外の患者と比べて同一建物の患者では認知症の割合が高い
- 事業所から患者の紹介を受ける対価として、経済上の利益を提供する契約を行っている医療機関が減少

などの結果が得られた。

イ また、

- 訪問看護調査では、訪問看護の平均利用者数、平均訪問回数の増加がみられた。また、訪問時間について、同一建物患者と比べて同一建物以外の患者では訪問時間が長い
- 歯科医療機関調査では、平均患者数、平均診療日数の増加や経済上の利益を提供する契約を行っている歯科医療機関の減少がみられた。また、要介護度について、同一建物患者と比べて同一建物以外の患者では要介護度5の割合が高い
- 保険薬局調査では、薬学的管理等を行った平均患者数、延べ日数の増加及び患者一人当たりのベッドサイド業務時間の変化はほとんどみられない
- 集合住宅調査では、集合住宅で訪問診療を行っている平均医療機関数や平均利用者数に大きな減少がみられなかったこと、訪問診療を行う医療機関が減少した一部の集合住宅において、ほとんどの場合、必要な医療を確保する目処が立っている

などの結果が得られた。

2. その他

- 3月31日に発出した事務連絡「集合住宅等における在宅医療の確保に関する報告依頼について」に基づく医療機関の撤退に係る報告は、これまで合計 7 件あり、全ての事例で必要な医療は既に確保済みであった。

3. 在宅医療に関する今後の検討について

在宅医療の評価のあり方については、今回の平成 26 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査の結果等を踏まえ、次期診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において、更に検討を進めていくこととしてよいか。